

横浜国立大学教育学部附属横浜中学校

いじめ防止基本方針

2014年3月 策定

2020年12月 一部改訂

2023年7月 一部改訂

2025年7月 改訂



横浜国立大学教育学部

附属横浜中学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係※₁にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※₂を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条）

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

- ① あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めます。
- ② 「いじめは最も身近な人権侵害行為」とであるという認識に立ち、教職員一人ひとりが、日頃から自らの人権意識の向上を図ります。
- ③ 生徒が主体となっていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるという意識を育み、その発達の段階に応じて、自ら解決に向けて行動できるよう支援します。
- ④ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、関係機関等と連携し情報を共有しながら指導及び支援に当たります。
- ⑤ いじめは絶対に許されないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりのSOSのキャッチに取り組みます。
- ⑥ いじめが発生した場合には、つらい思いをしている生徒自身の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげられるよう、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- ⑦ 学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの防止等のための取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図ります。

2 学校いじめ防止対策委員会（法第22条）の設置

横浜国立大学教育学部附属横浜中学校に「いじめ防止対策委員会」を設置します。

いじめ防止対策委員長は校長とします。

(1) 学校いじめ防止対策委員会の構成員

校長、副校長、校内教頭、学年主任、生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、指導部、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

※個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えたり、事案によっては心理や福祉の専門家等の参加を求めたりします。

(2) 運営及び活動内容

会議は、月1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応します。SC、SSW等が参加できるよう工夫して運営することとしますが、参加できない場合においても、いじめの認知の視点や、いじめを受けた生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求めます。また、個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をします。なお、いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとします。

学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行います。また、校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管します。

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担います。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担います。

3 いじめの防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見

- ① 生徒1人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解できるよう指導します。
ア 道徳 イ 特別活動(学級活動・情報モラル教室等) ウ 生徒指導
- ② 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
ア 職員研修 イ SCやSSWとの協働・連携
- ③ いじめ等の早期発見のために、定期的な相談活動や調査を行います。
ア 生活アンケート(6月・11月) イ 教育相談(4月・8月) ウ 個別面談(7月・12月)

(2) いじめに対する措置

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者への支援
ア いじめの訴えがあった場合は、早急に事実確認を行い、いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保します。
イ 謝罪をもって安易にいじめが解消したと判断することはあってはならず、学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消※に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行します。
※「解消」…①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間(少なくとも3か月を目安とする。)継続していること、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が少なくとも満たされている状態をいう。
ウ 発達障害を含む、障害のある生徒に対するいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、早い段階で専門家の意見を求め、当該意見を踏まえた適切な支援を行います。

② いじめを行った生徒への指導・支援及びその保護者への助言等

ア いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめを行った事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてSCやSSWなど専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。その際、いじめを行った生徒が抱える悩みや家庭の問題など、いじめの背景にも目を向け、関係機関等と連携して、解決に向けた対応方針を検討し、取り組みます。

イ いじめが犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべき事案は、早期に警察へ相談又は通報します。また、ただちに教育学部長及び附属学校部長に報告します。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができない場合でも、誰かに知らせるよう伝えます。

イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

ウ 道徳等の授業においていじめの定義を学び、話し合うなどして、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりに取り組みます。

④ 学校における記録と情報共有

いつ、誰が相談を受け、確認したか等を含め、いじめに係る対応の記録として、時系列に沿って情報を適切に記録し、早期に組織で共有します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態に当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、疑いを抱いた段階から対応を開始するものとします。

なお、イの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、日数だけでなく、個々の生徒の状況等を十分把握して判断します。そのため、欠席が30日に到達する前から、個別の教育支援計画の作成等を通じて生徒や保護者と共通理解を図るとともに、事実関係の確認（法第23条第2項に基づく学校いじめ防止対策委員会を中心とする聴き取りやアンケート調査など）を行い、附属学校部長への報告・相談を通して、教育学部長、学長に報告し、対応を協議するものとします。なお、学長は、速やかに文部科学大臣に報告するとともに、事実関係を明確にするため第三者委員会を設置します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- (1) PDCAサイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているかについて、年1回以上点検し、必要に応じて改定等を行います。
- (2) 改定等に際しては、生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等に関し、生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう留意します。同時に、策定後の学校の取組を円滑に進めていけるよう、改定等の段階においても保護者や地域、関係機関の参画に努めます。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組に関する項目を必ず位置付けます。